誓約書

　私は、美作市ふるさと住宅リフォーム補助金交付要綱第14条に該当することとなったときは、同条に規定される金額を返還します。

　令和　 　　年　　　月　　　日

申請者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

美作市ふるさと住宅リフォーム補助金交付要綱　抜粋

（補助金の返還等）

第14条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の決定を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特に返還の必要がないものと認めた場合はこの限りでない。

(1)　第４条第１号に定める補助金を受けた者が、当該交付の決定を受けた日から５年未満で賃貸借契約の成立以外を理由として空き家情報バンクの登録を抹消したとき。

(2)　第４条第２号に定める補助金を受けた者が、当該交付の決定を受けた日から５年未満で住所を異動したとき。

(3)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4)　その他返還が相当と認める事由があったとき。